

国名	障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト
コロンビア共和国	

I 案件概要

事業の背景	コロンビアでは、国内武力紛争が 40 年以上続いた結果、治安が著しく悪化した。政府の努力により状況は改善されつつあったものの、地雷被災等起因する障害者が多く存在しており、彼らに対する支援が喫緊の課題となっていた。JICA は、「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」を実施した。他方、障害のある紛争被害者に対しては、リハビリテーション体制の強化のみならず、生計手段の獲得を前提とする社会復帰を含め、社会参加、ソーシャルインクルージョンを推進する必要性が強く認識されていた。		
事業の目的	本事業は、パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者／障害者、家族、関係機関の能力強化、彼らやその家族、関係機関を対象とした障害啓発、物理的環境・交通機関・情報通信等におけるアクセシビリティの改善等を通じて、障害のある紛争被害者／障害者のソーシャルインクルージョン戦略の取りまとめを図り、もってパイロットサイト以外の市における障害のある紛争被害者／障害者のためのソーシャルインクルージョン戦略の促進に寄与することをめざす。		
	1.上位目標：障害のある紛争被害者／障害者のソーシャルインクルージョン戦略が促進される。 2.プロジェクト目標：パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者／障害者のソーシャルインクルージョン戦略が促進される。		
実施内容	1. 事業サイト：ボゴタ、第 1 次パイロットサイト（アンティオキア県グラナダ市及びメデジン市、サントアンドレ県エル・カルメン・デ・チュクリ市及びブカラマンガ市）、第 2 次パイロットサイト（アンティオキア県グラナダ市及びマリニージャ市）、サントアンドレ県（プエルト・ウィルチエス市及びレブリハ市） 2. 主な活動：障害のある紛争被害者／障害者に関する情報収集、リーダーシップ学校での障害者リーダーの研修、ピア・カウンセリングの実施、障害平等研修（DET）の実施、5 分野でのソーシャルインクルージョン戦略の作成・試行（保健、教育、就労、エンパワーメント、被害者）等。 3. 投入実績 日本側 (1) 専門家派遣（日本） 8 人 (2) 専門家派遣（第三国） 4 人 (3) 研修員受入 10 人 (4) 機材供与 プロジェクター、プリンター。 (5) 現地業務費 現地傭人費、調査研修経費等。 相手国側 (1) カウンターパート配置 8 人 (2) 土地・施設 執務室、会議室等。 (3) 現地業務費 旅費、執務室経費等。		
事業期間	（事前評価時）2014 年 7 月～2019 年 7 月（60 カ月） （実績）2015 年 3 月 23 日～2020 年 3 月 22 日（60 カ月）	事業金額 （日本側のみ）	（事前評価時）353 百万円、（実績）339 百万円
相手国実施機関	被害者支援総合補償ユニット（被害者ユニット）		
日本側協力機関	なし。		

II 評価結果

1 妥当性/整合性
＜妥当性＞ 【事前評価時のコロンビア政府の開発政策との整合性】 国家開発計画「全国民のための繁栄」（2010 年～2014 年）では、障害者とその家族のソーシャルインクルージョンを保障するためのあらゆる活動を強化する必要性が示されていた。本事業は、事前評価時点におけるコロンビアの開発政策と整合性が高い。 【事前評価時のコロンビアにおける開発ニーズとの整合性】 国内武力紛争が 40 年以上続いた結果、地雷被災等起因する障害者が多く存在しており、リハビリテーション体制の強化のみならず、生計手段の獲得を前提とする社会復帰を含め、社会参加、ソーシャルインクルージョンを推進する必要性が強く認識されていた。本事業は、事前評価時点におけるコロンビアの開発ニーズと整合性が高い。 【事業計画/アプローチの適切性】 本事業の設計／アプローチは非常に適切である。早い段階でのベースライン調査及び活動の見直しを踏まえ、事業アプローチは効果的に変更された。当初、本事業は障害のある紛争被害者と障害者の双方に同様の方法で支援することを想定していたが、それぞれが抱える課題やニーズの違いに基づき、異なる戦略が取りまとめられた。具体的には、被害者ユニットによるピア・カウンセリング手法を活用したメンタルヘルスケアの促進（障害のある紛争被害者向け）と、内務省によるリーダーシップ学校及び障害平等研修によるリーダーシップ向上（障害者向け）が行われた。 【評価判断】

以上より、本事業の妥当性は③¹と判断される。			
＜整合性＞ 【事前評価時における日本の援助方針との整合性】 「対コロンビア国別援助方針」（2013年）における重点分野の一つは、均衡の取れた経済成長であった。これには、長年にわたる紛争の影響を受けた国内避難民、武装解除兵士、地雷被害者の経済的・社会的統合を支援し、地域社会の安定を図る取り組みが含まれていた。本事業は、事前評価時の日本の対コロンビア援助方針と整合している。 【JICA他事業・支援との連携/調整】 事業期間中に計画された本事業とJICAボランティアとの連携／調整は想定どおりに実施され、事後評価時に正の効果が確認された。具体的には、保健分野の研修を実施するため、カルメン・デ・チュクリ病院に派遣された理学療法士のJICAボランティアと連携し、病院スタッフと協力しながら事業活動の検証が行われた。さらに、2016年の草の根・人間の安全保障無償資金協力によりグラナダ市に設立された障害者ソーシャルインクルージョンセンターも、本事業の一部活動の実施に活用された。 【他機関との連携/国際的枠組みとの協調】 事前評価時に本事業と他ドナーとの連携/協調が計画されていなかったが、事業実施中に実施され、事後評価時に正の効果が確認された。第一に、国連開発計画の「被害者就労支援プログラム」の経験豊富な人材が、本事業でさらに研修を受け、本事業で障害者の就労支援を行った。第二に、被害者ユニットは国際移住機関と連携し、本事業で導入されたピア・カウンセリングを他地域へ拡大した。 【評価判断】 以上より、本事業の整合性は③と判断される。			
【妥当性・整合性の評価判断】 以上、本事業の妥当性及び整合性は③と判断される。			
2 有効性・インパクト			
【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】 事業完了時まで、プロジェクト目標は計画どおりに達成された。障害のある紛争被害者／障害者のソーシャルインクルージョン戦略は、被害者支援・総合補償国家システム（SNARIV）、保健省、教育省、内務省、労働省、被害者ユニット、アンティオキア県及びサンタンデル県の県政府、パイロットサイトの市役所、及び障害者団体を含む国家及びテリトリアルレベルの関係機関により承認された（指標1）。また、同戦略のすべてのコンポーネント（保健、教育、就労、エンパワーメント、被害者）が実施された（指標2）。さらに、同戦略は、SNARIVの年間計画に組み込まれた（指標3）。 【事業効果の事後評価時における継続状況】 事後評価時点で、本事業の効果は継続している。本事業で策定された障害のある紛争被害者／障害者のソーシャルインクルージョン戦略は有効であり、被害者ユニットの計画で具体化されている。また、同戦略は、被害者ユニットによる、障害のある紛争被害者保護プログラムの主要な成果の一つとして、オンブズマン事務所、検察庁、憲法裁判所などに報告されている。同戦略のコンポーネントも引き続き実施されている。被害者ユニットは、心理社会的アプローチグループが実施するグループ感情回復プロセスの枠組みの中でカウンセラーを雇用し、ピア・カウンセリングを推進している。また、障害に関する意識啓発活動も実施している。さらに、被害者ユニットは、差別化アプローチに基づく各分野での義務や実施事項を強化する決議（2022年041号）を発出した。加えて、その他のコンポーネント（保健、教育、就労、エンパワーメント）は、それぞれの担当省庁によって実施され、差別化アプローチ委員会に報告されている。 【上位目標の事後評価時における達成状況】 事後評価時点までに、上位目標は計画どおりに達成された。ソーシャルインクルージョン戦略は、SNARIVの差別化アプローチ小委員会の運営計画に組み込まれた。SNARIVは、年4回の小委員会を予定どおり開催している。小委員会では障害に対する差別化アプローチに加え、他の差別化アプローチについても議論されている。年次運営計画が障害だけでなく、女性、ジェンダー平等、子ども、高齢者も含めた側面にも対応するよう、小委員会は障害差別化アプローチに加え他の差別化アプローチについても議論している。 【事後評価時に確認されたその他のインパクト】 第一に、パイロットサイトの自治体の保健部門・教育部門からの情報によると、障害のある紛争被害者の基本的権利（保健や教育へのアクセスなど）が改善された。第二に、戦略を実施する心理社会的専門家の間で、概念としての障害や、たとえ紛争が直接の原因ではなかったとしても、障害のある紛争被害者の特性に対する理解が深まるなど、前向きな変化が見られた。また、ピア・カウンセラーのエンパワーメントが進んで、障害があっても人生の大部分がどのように継続可能であるか受け入れるようになり、ほかの障害者との新しい認識を共有する重要性を認識するようになった。この結果、パイロット自治体では、障害者のインクルージョンが進み、真のソーシャルインクルージョンを達成するために、政府が障害者の社会サービスへのアクセシビリティ向上の重要性に対する理解が進んだ。 【評価判断】 以上より、本事業の有効性・インパクトは③と判断される。			
プロジェクト目標及び上位目標の達成度			
目標	指標	実績	情報源
プロジェクト目標パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略が促進される。	1. 障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略がプロジェクト関係機関により承認される。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続）（事業完了時） - 障害のある紛争被害者／障害者のソーシャルインクルージョン戦略がプロジェクト関係機関により承認された。（事業完了時） - 障害のある紛争被害者／障害者のソーシャルインクルージョン戦略は引き続き有効であり、SNARIVによってモニタリ	事業完了報告書（PCR）、被害者ユニット。

¹ ④：「非常に高い」、③：「高い」、②：「やや低い」、①：「低い」

	2. 各パイロットサイトの実情に応じて組まれた障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略のコンポーネントが、少なくとも 80% 実施される。	ングされている。 達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続）（事業完了時） - 第1次、第2次パイロットサイトでの活動を通じて、同戦略のコンポーネントが実施され、ソーシャルインクルージョン戦略が実施された。コンポーネントのすべて（保健、教育、就労、エンパワーメント、被害者）が実施された。（事業完了時） - コンポーネントのすべてが被害者ユニットや関連する省庁によって実施されている。	PCR、被害者ユニット。
	3. プロジェクトのソーシャルインクルージョン戦略が、被害者支援総合補償ユニット（被害者ユニット）の紛争被害者支援総合補償計画表（ロードマップ）に組み込まれる。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続）（事業完了時） - ソーシャルインクルージョン戦略がロードマップに組み込まれた。（事業完了時） - ソーシャルインクルージョン戦略は引続き被害者ユニットのアクションプランに含まれている。	PCR、被害者ユニット。
上位目標 障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョン戦略が促進される。	1. ソーシャルインクルージョン戦略が SNARIV の「啓発に関する小委員会」の運営活動計画に組み込まれる。	達成状況：計画どおり達成（事後評価時） ソーシャルインクルージョン戦略は SNARIV の「啓発に関する小委員会」の運営活動計画に組み込まれている。	被害者ユニット。

3 効率性

事業費は複合的要因により計画内に収まり、事業期間は計画どおりであった（計画比：それぞれ 96%、100%）

	事業金額（日本側の支出のみ、円）	事業期間（月）
計画（事前評価時）	353 百万円	60 カ月
実績	339 百万円	60 カ月
割合（%）	96%	100%

アウトプットは計画どおり産出された。
以上より、効率性は④と判断される。

4 持続性

【政策面】

障害のある紛争被害者の差別化アプローチによるソーシャルインクルージョンが「国家開発計画」（2018年～2022年）に組み込まれたことにより、障害のある紛争被害者/障害者のソーシャルインクルージョンの促進は政府の優先事項となっている。さらに、「被害者法」は2021年の法律第2078号により10年間延長され、2031年まで適用されることとなった。これにより、被害者ユニットは障害のある紛争被害者を含む紛争被害者に対する政策の実施を継続することが保証されている。最終的に、前述の法律の実施に関して、コロンビア政府によって制定された公共政策は2021年のCONPES文書第4031号「被害者に対する包括的支援及び補償のための国家政策」に含まれており、この政策は2031年まで有効となっている²。

【制度・体制面】

ソーシャルインクルージョンを推進するための被害者ユニットの組織体制は維持されている。同ユニットは、総副局、心理社会的アプローチグループ、及びSNARIV調整副局で3名の職員を継続配置しているが、職員の交代が若干の課題となっている。ピア・カウンセラーに関しては、JICAの支援のもと2021年から2023年にかけて研修が実施されたが、すべての県で活動を実施するためには、さらなるカウンセラーの確保が必要となっている。DETについては、被害者ユニットの機能（被害者の保護、支援、または補償措置）に直接関連しないため、活動実施のための予算を確保することができず、継続されていない。

【技術面】

被害者ユニットの職員は、必要な情報が文書化され入手可能であるため、ソーシャルインクルージョン戦略を推進するために必要な技術と知識を維持している。しかし、新政権の発足やその他の理由による職員の交代がある場合、戦略の実施を引き継ぐのに時間を要する。ピア・カウンセラーに対する研修は実施されているが、上述のとおりDETトレーナーに対する研修は行われていない。本事業で作成されたマニュアルは活用されており、被害者ユニットにおいてSNARIVの手続き及び文書の一部として記録されている。

【財務面】

被害者ユニットは、国内でのソーシャルインクルージョン戦略を推進するために必要な予算を継続的に確保している。年間運営計画に組み込まれていることにより、ピア・カウンセリングや差別化アプローチ小委員会の運営を含む、感情回復や補償に関する戦略が実施されている。また、「国家経済社会政策評議会文書4031」に「被害者法」の実施に関する予算計画が含まれているため、予算は今後も維持される可能性が高い。

【環境・社会面】

環境・社会面の問題は確認されず、対応策を講じる必要はなかった。

【評価判断】

以上より、制度・体制面、技術面に軽微な問題があるが、本事業によって発現した効果の持続性は③と判断される。

5 総合評価

² CONPES 文書は公共政策、施策、事業の実施に向けた指針を定める政策白書であり、公的機関によって実施されるものである。
<https://colaboracion.dnp.gov.co/CDT/Conpes/Economicos/4031.pdf>（2025年4月5日アクセス）

本事業では、障害のある紛争被害者／障害者のソーシャルインクルージョン戦略が策定され（プロジェクト目標）、その実施が促進されている（上位目標）。ソーシャルインクルージョン戦略は SNARIV の差別化アプローチ小委員会の運用計画に組み込まれ、保健、教育、就労、エンパワーメント、被害者のコンポーネントで戦略が実施されている。

以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は非常に高いといえる。

III 提言・教訓

実施機関への提言：

- 戦略の各コンポーネントは様々な組織によって継続的に実施されている。しかしながら、各組織が独自の報告形式を用いている。SNARIV は標準化されたモニタリング様式を策定し、SNARIV のメンバーが実施状況を円滑に共有し、効果的にフォローアップを行えるようにすることが望ましい。
- 被害者ユニットは、DET に関連する本事業の活動と成果について平等・公平省に説明し、新設された同省が DET の運営を引き継ぎ、DET トレーナーの能力強化および研修活動を継続できるようにすることが望ましい。

JICA への教訓：

- 本事業では、早い段階で実施したベースライン調査および活動の見直しをふまえ、障害のある紛争被害者と障害者の双方に利益をもたらすように事業アプローチが修正された。当初、両者の課題やニーズは類似していると考えられていたが、実際には異なっていた。この戦略の修正により、事業の円滑な実施が可能となった。特に脆弱なグループを対象とする事業においては、実質的な活動開始までに時間を要するとしても、初期段階でベースライン調査を実施することが重要である。なぜなら、対象者が全国のすべての地域（特に農村部）に居住しているにもかかわらず、実施機関が必ずしも十分な情報を有しているとは限らないためである。これにより、各受益者グループに最大限の便益をもたらす事業活動の設計が可能となる。



心理社会的支援の一環として実施するピア・カウンセリング



内務省の支援を受けて実施するエンパワーメント・コンポーネントの一部の研修